

各 位

会 社 名 株式会社長谷工コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 大 栗 育 夫
(コード番号 1808 東証・大証 各市場1部)
本 社 所 在 地 東京都港区芝二丁目32番1号
問 合 せ 先 執行役員 広報IR部 担当 岡 田 裕
(TEL 03-3456-3900)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第96期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 単元株式数および発行可能株式総数の変更

全国証券取引所は、すべての上場内国会社の普通株式の売買単位を100株へ統一することを最終的な目標とする「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、その推進のために、まずは平成26年4月1日までに売買単位を100株と1000株の2種類へ集約することとし、売買単位が1000株以外の株式について100株単位へ集約することを決定しております。

上場会社である当社は、かかる決定に従い現行定款第6条（単元株式数）を変更し、普通株式の単元株式数を500株から100株に変更するとともに、第1回B種優先株式につきましてもその権利に変動が生じないようにするため単元株式数を500株から100株に変更するものであります。

また、当社は、この単元株式数の変更に伴い、現在の単元株主様が有する単元数を維持しつつ、単元株式数変更後も、望ましい投資単位の水準として東京証券取引所が「有価証券上場規程」において定めた金額の水準（5万円以上50万円未満）となるように普通株式を併合（5株につき1株の割合で併合）するとともに、第1回B種優先株式につきましてもその権利に変動が生じないようにするため株式併合（5株につき1株の割合で併合）する議案を、本定時株主総会に付議することを決議しております。この株式併合議案が承認可決され、効力が発生いたしますと、発行済株式の総数が減少することから、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更し、普通株式の発行可能株式総数を併合割合に応じて5分の1に減少させ、優先株式の発行可能株式総数については、現在の発行済株式総数（第1回B種優先株式7,000万株）を併合割合に応じて5分の1に減少させた株式数にするものであります。

※単元株式数の変更および株式併合の詳細は、本日別途開示しております「単元株式数の変更および株式併合に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) B種優先株式に関する変更

単元株式数の変更および株式併合によって第1回B種優先株式の権利に変動が生じないようにするために、現行定款第16条（取得請求権付株式である第1回B種優先株式の取得（償還請求権））並びに現行定款第17条（取得条項付株式である第1回B種優先株式の取得（強制償還））を変更するものであります。

(3) 不要な記載の削除

すでに普通株式への転換および償還を終えておりますA種優先株式に関する記載につきまして、現行定款第5条（発行可能株式総数）および現行定款第13条（優先配当）を変更しA種優先株式に関する記載を削除するものであります。また、併せてその他の不要な記載の削除、条数の繰り上げ等の変更を行うものであります。

(4) 附則の設定

(1) 項及び(2) 項の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設け、当該附則は、株式併合の効力発生日の経過をもって削除いたします。

なお、本定款一部変更は、本日別途開示しております「単元株式数の変更および株式併合に関するお知らせ」に記載の株式併合議案が、平成25年6月27日開催予定の第96期定時株主総会、および普通株主、優先株主による各種株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は23億4,600万株とし、このうち21億株は普通株式、<u>2億4,600万株は優先株式とする。優先株式のうち、1億5,600万株はA種優先株式、9,000万株はB種優先株式とする。</u>	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は<u>4億3,400万株</u>とし、このうち<u>4億2,000万株</u>は普通株式、<u>1,400万株</u>はB種優先株式とする。
(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式において<u>500株</u>とする。	(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式において<u>100株</u>とする。
(優先配当) 第13条 当社は、第51条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先株式の登録株式質権者（以下「優先株質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株質権者」という。）に先立ち、<u>第92期事業年度までは優先株式1株につき発行価額に100分の2を乗じた金額を、第93期事業年度以降は発行価額に100分の10を乗じた金額を、当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払うものとする。但し、当該事業年度において、次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その金額を控除した額とする。</u> <u>2. A種優先株式の株主（以下「A種株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種質権者」という。）に対して支払う配当金は、各事業年</u>	(優先配当) 第13条 当社は、第50条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先株式の登録株式質権者（以下「優先株質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株質権者」という。）に先立ち、発行価額に100分の10を乗じた金額を、当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払うものとする。但し、当該事業年度において、次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その金額を控除した額とする。 (削除)

<u>度において、優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌事業年度以降に累積しない。</u> 3. B種優先株式の株主（以下「B種株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種質権者」という。）に対して支払う配当金は、<u>第92期事業年度までにおいて、優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌事業年度以降に累積しないが、</u>第93期事業年度以降は翌事業年度に限り累積するもの（以下「B種累積未払配当金」という。）とし、B種累積未払配当金は、普通株主または普通株質権者および優先株主または優先株質権者に対する配当金に先立って支払われるものとする。 4. <u>A種株主またはA種質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。</u> 5. B種株主またはB種質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。但し、第93期事業年度以降、普通株主または普通株質権者が受ける第51条に定める配当金（第52条に定める中間配当を含む。）が優先配当金（優先中間配当金を含む。）を超えるときは、B種株主またはB種質権者に対してこれと等しい配当を行う。	2. B種優先株式の株主（以下「B種株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種質権者」という。）に対して支払う配当金は、第93期事業年度以降、<u>優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌事業年度に限り累積するもの</u>（以下「B種累積未払配当金」という。）とし、B種累積未払配当金は、普通株主または普通株質権者および優先株主または優先株質権者に対する配当金に先立って支払われるものとする。 （削除） 3. B種株主またはB種質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。但し、第93期事業年度以降、普通株主または普通株質権者が受ける第50条に定める配当金（第51条に定める中間配当を含む。）が優先配当金（優先中間配当金を含む。）を超えるときは、B種株主またはB種質権者に対してこれと等しい配当を行う。
（優先中間配当） 第14条 当社は、第52条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の上限の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。	（優先中間配当） 第14条 当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の上限の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。
（取得請求権付株式である第1回B種優先株式の取得（償還請求権）） 第16条 第1回B種優先株式（以下「1B優先株式」という。）を有する株主（以下「1B優先株主」という。）は、第93期事業年度以降、第116期事業年度までの各事業年度の7月1日から7月31日の間（以下「1B償還請求可能期間」という。）において、直前の事業年度末における繰越利益剰余金が100億円を超えている場合、当該繰越利益剰余金にその他資本剰余金および直前の事業年度に中間配当の支払いを行っている場合にはその金額を加算した金額から、直前の事業年度にかかる中間配当および剰余金の配当の合計額の2倍相当額、もしくは90億円のうちいずれか大きい方の金額、並びに償還請求（本定款において、株主が本定款の定めに従い金銭を対価としてその所有する株式の全部または一部の取得を請求することを	（取得請求権付株式である第1回B種優先株式の取得（償還請求権）） 第16条 第1回B種優先株式（以下「1B優先株式」という。）を有する株主（以下「1B優先株主」という。）は、第93期事業年度以降、第116期事業年度までの各事業年度の7月1日から7月31日の間（以下「1B償還請求可能期間」という。）において、直前の事業年度末における繰越利益剰余金が100億円を超えている場合、当該繰越利益剰余金にその他資本剰余金および直前の事業年度に中間配当の支払いを行っている場合にはその金額を加算した金額から、直前の事業年度にかかる中間配当および剰余金の配当の合計額の2倍相当額、もしくは90億円のうちいずれか大きい方の金額、並びに償還請求（本定款において、株主が本定款の定めに従い金銭を対価としてその所有する株式の全部または一部の取得を請求することを

「償還請求」という。)がなされた事業年度において、取得(償還請求権の行使または強制償還(本定款において、当社が本定款の定めに従い金銭を対価として株主の所有する株式の全部または一部を取得することを「強制償還」という。)の決定を含む。)を行ったかまたは行う決定を行った1 B 優先株式の対価の総額を控除した額(以下「1 B 償還請求限度額」という。)を限度として、1 B 優先株式の全部または一部の償還請求をすることができる。但し、以下に定める1 B 償還請求可能期間において償還請求可能な1 B 優先株式の総株式数(以下「1 B 償還請求可能株式数」という。)は、次の通りとする。 ① 第93期事業年度の7月1日から7月31日の間当該年度の1 B 償還請求可能期間開始時における1 B 優先株式の発行済株式総数から、当該年度の1 B 償還請求可能期間開始時以降に強制償還を行う決定がなされている1 B 優先株式数および60,000,000株を控除した株式数に達するまでの数 ② 第94期事業年度の7月1日から7月31日の間当該年度の1 B 償還請求可能期間開始時における1 B 優先株式の発行済株式総数から、当該年度の1 B 償還請求可能期間開始時以降に強制償還を行う決定がなされている1 B 優先株式数および30,000,000株を控除した株式数に達するまでの数 2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. 当社は、1 B 優先株主または1 B 優先株式の登録株式質権者(以下「1 B 質権者」という。)に対して、償還の対価として1株につき500円にB種累積未払配当金および次項に定める経過配当金相当額を加えた金額を支払うものとする。 5. (条文省略)	「償還請求」という。)がなされた事業年度において、取得(償還請求権の行使または強制償還(本定款において、当社が本定款の定めに従い金銭を対価として株主の所有する株式の全部または一部を取得することを「強制償還」という。)の決定を含む。)を行ったかまたは行う決定を行った1 B 優先株式の対価の総額を控除した額(以下「1 B 償還請求限度額」という。)を限度として、1 B 優先株式の全部または一部の償還請求をすることができる。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 当社は、1 B 優先株主または1 B 優先株式の登録株式質権者(以下「1 B 質権者」という。)に対して、償還の対価として1株につき2,500円にB種累積未払配当金および次項に定める経過配当金相当額を加えた金額を支払うものとする。 5. (現行どおり)
(取得条項付株式である第1回B種優先株式の取得(強制償還)) 第17条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社は、1 B 優先株主または1 B 質権者に対して、償還の対価として1株につき500円にB種累積未払配当金および次項に定める経過配当金相当額を加えた金額を支払うものとする。但し、優先中間配当金を支払った場合には、その額を控除する。 4. (条文省略)	(取得条項付株式である第1回B種優先株式の取得(強制償還)) 第17条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社は、1 B 優先株主または1 B 質権者に対して、償還の対価として1株につき2,500円にB種累積未払配当金および次項に定める経過配当金相当額を加えた金額を支払うものとする。但し、優先中間配当金を支払った場合には、その額を控除する。 4. (現行どおり)

(取得請求権付株式である優先株式の取得 (転換請求権)) 第 19 条 (条文省略) 2. 前項の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換の請求があった優先株式の<u>払込金額</u>の総額を転換価格で除して得られる数とするものとする。転換価額は当初転換価額を当会社の普通株式の時価を基準として発行に際して取締役会の決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わないものとする。	(取得請求権付株式である優先株式の取得 (転換請求権)) 第 19 条 (現行どおり) 2. 前項の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換の請求があった優先株式の<u>発行価額</u>の総額を転換価格で除して得られる数とするものとする。転換価額は当初転換価額を当会社の普通株式の時価を基準として発行に際して取締役会の決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わないものとする。
(優先順位) 第 21 条 <u>優先株式相互の優先配当金、優先中間配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、B 種累積未払配当金を除き、同順位とする。</u>	(削除)
第 22 条 (条文省略) ～ 第 26 条	第 21 条 (現行どおり) ～ 第 25 条
(種類株主総会) 第 27 条 第 23 条および第 26 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. (条文省略) 3. 第 25 条の規定は、会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。	(種類株主総会) 第 26 条 第 22 条および第 25 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. (現行どおり) 3. 第 24 条の規定は、会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。
第 28 条 (条文省略) ～ 第 53 条	第 27 条 (現行どおり) ～ 第 52 条
(新設)	<u>附則</u> <u>第 1 条 (定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第 5 条、第 6 条、第 16 条第 4 項および第 17 条第 3 項の変更は、平成 25 年 10 月 1 日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本条は平成 25 年 10 月 1 日の経過後、これを削除する。</u>

3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催予定日

平成 25 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生予定日

第 5 条、第 6 条、第 16 条第 4 項および第 17 条第 3 項の変更

平成 25 年 10 月 1 日

その他の変更

平成 25 年 6 月 27 日

以上